



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

発行：日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

E-mail:office30@alpajapan.org

www.alpajapan.org

Date 2007.01.09

No. 30-11

日航 706 便事故裁判 名古屋高裁 **無罪** 判決

機長の証言を重視し、事故調報告書の矛盾点をも指摘する画期的な判決



日航 706 便事故裁判控訴審「無罪」判決に対する声明

冒頭に、この事故で負傷された乗客の皆様にお見舞いを申し上げますと共に、亡くなられた客室乗務員のご遺族の皆様にご心からお悔やみを申し上げます。また、負傷された乗員の方々にも心からお見舞いを申し上げます。

2007年1月9日、名古屋高等裁判所門野裁判長は、706便事故裁判の控訴審において無罪判決を言い渡しました。判決理由については今後詳しく分析致しますが、以下は判決を受けて現時点での私たちの声明です。

1997年6月8日に発生した本件事故は、日本乗員組合連絡会議（以下、日乗連）の科学的分析から明らかのように、MD-11型機の飛行特性と特異な気象状況によって、機首の大きな上下動が発生したことに起因しています。ところが、1999年12月17日に運輸省航空事故調査委員会（当時）が公表した航空事故調査報告書には、数々の矛盾や調査が不十分な点、あいまいな表現などがあり、記載された推定原因は明らかに事実に反していました。

名古屋地検は5年間の時効を一ヶ月前にした2002年5月14日、このような航空事故調査報告書を根拠として、当該機長を業務上過失致死傷罪に問い、名古屋地裁に起訴しました。

一審においては、国際民間航空条約第13附属書(ICA0 Annex13)に違反して航空事故調査報告書が証拠として採用され、さらには事故調査委員が証人として出廷するなどの問題があり、国際的に批判される展開でした。しかしながら2004年7月30日、判決理由には一部裁判所の理解が不十分な部分が残るものの、

名古屋地裁石山裁判長は当該機長には結果発生の予見可能性がなかったとして「無罪」を言い渡しました。この一審判決は、検察が航空事故調査報告書を根拠に起訴したこと自体が間違っていること、および本件事故は特定の個人に対して責任追及をするべきものではないことを示すものでした。

ところが名古屋地方検察庁は、あくまでも当該機長個人の責任を追及しようとして、2004年8月6日名古屋高裁に控訴しました。検察のこのような姿勢の不当性は、本控訴審の検察側釈明が、最終的には科学的な事実究明ではなく、運航乗務職の誰もが納得しないような「驚いて操縦桿を引いた」などの表現や、機長が動揺したかのような感情論を主体として述べられていたことなどからも明らかです。

そもそも、本件起訴及び控訴については基本的な過ちがあります。第一に「誤りのある事故調査報告書を鑑定書として用いたこと」、第二に「国際民間航空条約に反して事故調査報告書の全文を証拠として用いたこと」、第三に「検察が独自に調査を行わず、事故調査報告書のみ依存した起訴を行い、なんら新しい証拠も示さずに控訴したこと」です。

特に三点目については、再発防止のために広範な推定が述べられている事故調査報告書を、厳格な証明も無く鑑定書として取り扱ったことは証拠の扱い方として誤っています。また検察独自の調査を行わなかったことは、検察の怠慢と言われても仕方ありませんし、根拠のない控訴は人権を踏みにじるものでもあります。

本日の判決は、毎回の公判で傍聴席を埋めた数多くの傍聴者をはじめ、IFALPAなど海外のパイロットの仲間たちとともに、航空法違反を伴わない航空事故における個人責任追及の是非、航空事故調査のあるべき姿について、広く世間に訴えてきた私たちの地道な運動の成果です。私たちは、控訴自体が不当であった本裁判における控訴棄却の判決を支持し、同時に検察に対しては、全く意味のない上告をしないこと、そして今後は航空安全に関する国際標準を尊重し、事故調査報告書を証拠申請しないことを強く要請します。

欧米には「非難しない文化（no-blame culture）」との表現と、これに対比するものとして「正義の文化（just culture）」との表現があります。前者にはいわゆる「刑事上の免責」が含まれますが、私たちの目指すものは後者の「正義の文化」であり、航空の現場で発生するさまざまな不具合の情報をいち早く報告し、将来の安全に役立てることが出来る文化なのです。国際民間航空条約は、まさにその文化を実現するために制定されていることを認識すべきです。

本日の判決を踏まえ、国土交通省航空・鉄道事故調査委員会は、日本が批准している国際民間航空条約を遵守し、本件事故の再調査を開始すべきです。また国に対しては、日本学術会議の提言などにも見られるように、「航空事故における刑事責任のあり方」についての国民的理解が進みつつある状況を踏まえ、刑事責任の追及よりも真の事故原因究明と再発防止が重視される制度を作ることを強く望むものです。

以上。

2007年1月9日

日本航空機長組合
日本乗員組合連絡会議
航空労組連絡会
航空安全推進連絡会議